

7.2 概算事業費

当初約 190 億円(消費税抜き)と試算していた概算事業費について、建設事業者へのヒアリング結果等を考慮すると、サッカースタジアム建設及び関連整備に要する費用は約 220～260 億円(消費税込み)と想定される。これに埋蔵文化財発掘調査等の費用を加えると、概算事業費は下表のとおりとなる。

今後、令和 2 年度に実施予定のサッカースタジアム建設に係る設計・施工一括発注に向けた要求水準書や諸条件の整理の中で事業費を精査するとともに、コスト縮減に努める。

概算事業費	約 230～270 億円
整備内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ サッカースタジアム建設 ・ 関連整備 <ul style="list-style-type: none"> 〔公園再整備 〔ペDESTリアンデッキ^{*16}整備〕 ・ 埋蔵文化財発掘調査等

※広場エリア等のにぎわい施設については、民間事業者による整備とし、概算事業費には含まない。

7.3 資金調達手法

サッカースタジアムの経済効果は、広島市ひいては広島県全体の活性化につながるものであることから、幅広く民間企業や個人から寄附を募るほか、国の交付金の最大限の活用や使用料収入等を償還財源とする市債の発行などにより資金の確保を図るとともに、広島市及び広島県が協力してその他の資金確保にも努める。

企業や個人からの寄附金	<p>企業については、寄附の意向が示されている(株)エディオン、マツダ(株)から寄附を受けるとともに、広島商工会議所及び他の経済団体を通じて地元企業等からの寄附を募る。また、企業版ふるさと納税制度^{*27}の活用についても検討する。</p> <p>また、個人については、サンフレッチェ広島等の協力も得ながら、ふるさと納税制度を活用して寄附を募るなど、寄附金の確保に努める。</p>
国の交付金	「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」等、国の補助金の最大限の活用を努める。
使用料収入等を償還財源とする市債の発行	サッカースタジアムの施設使用料等を償還財源とする市債を広島市が発行する。
地方公共団体による資金確保	その他、不足する部分については広島市及び広島県が協力して資金確保を図る。

第8章 管理・運営手法

8.1 管理・運営手法

サッカースタジアム及び広場エリアが、市民・県民等に親しまれ、にぎわい・交流の場として利用され続けるためには、安定的・持続的な管理・運営を行う必要があることから、以下のような手法により管理・運営を行う。

1. サッカースタジアム

サッカースタジアムについては、民間事業者のノウハウ等の活用により管理・運営費を抑制できる指定管理者制度^{*25}を採用することを基本とするとともに、サッカースタジアム内のにぎわい創出など多機能利用に係る施設についても、民間事業者に管理及び運営を委ねることで収益の最大化を図る。なお、指定管理者の指定にあたっては、広島市民球場や国内のJリーグホームスタジアム等の先行事例を参考に検討を進める。

2. 広場エリア

広場エリアについては、Park-PFI^{*26}等の民間事業者による管理・運営手法を活用し、管理・運営の効率化を図る。

3. サッカースタジアムと広場エリアの連携的管理・運営

中央公園広場としての運営面での一体感醸成や柔軟で円滑な運営推進の観点から、サッカースタジアムの管理・運営者、広場エリアの管理・運営者に加え、周辺施設の管理・運営者であり、公園管理者である広島市など関係者によって構成される協議会を設置し、定期的な協議を行いながら一体的な運営に努める。

8.2 収支計画の基本的な考え方

収支計画の基本的な考え方は以下のとおりである。

なお、収支計画は、設計・施工の発注準備における民間事業者へのヒアリング結果等を踏まえた詳細な試算を基に作成する。

1. サッカースタジアム

サッカースタジアムの収支については、現在のエディオンスタジアムの実績や他都市の類似のサッカースタジアムの事例を踏まえると、年間のサッカーの試合数が少ないこと等から支出が収入を上回り、指定管理料が発生することが見込まれる。そのため、サッカースタジアムを多目的に利用するなどにより稼働率を向上させ施設利用料金収入を上げ、収支の改善を図る必要がある。

さらには、広告の掲示による収入、試合やイベントの開催と連動したコンコース等への店舗の設置や多機能化施設の使用料収入により、施設全体として黒字化を図り、指定管理料及び市債償還の財源の確保を目指す。

また、ネーミングライツについては、サッカースタジアム本体だけではなく、ゲートやシートなどの多様な設定を検討し、市債償還だけでなく、将来の修繕に備えて積立を行える財源を確保できるよう努める。

2. 広場エリア

広場エリアについては、Park-PFI^{*26}等の民間事業者による整備・管理を行うことで、公園全体の維持管理に必要な財政負担の軽減を図るとともに、サッカースタジアムと一体的に機能し、相乗効果を生み出すことで収益性向上を図り黒字化を目指す。

第9章 事業スケジュール

事業スケジュールについては、「サッカースタジアム建設の基本方針」において示したスケジュールを基に、下記のスケジュールで事業を推進し、令和6年(2024年)の開業を目指す。

【事業スケジュール】

令和元年度(2019年度)	基本計画の策定
令和2年度(2020年度)	設計・施工の発注準備、事業者選定
令和2年度(2020年度)～令和5年度(2023年度)	基本・実施設計、建設工事、開業準備

【参考】 基本計画の策定に向けた意見聴取等

「サッカースタジアム建設の基本方針」において、「サッカースタジアムは、サッカーのための施設にとどまらず、都心部の更なる活性化に寄与することが期待され、サッカースタジアムが都心部の再生の起爆剤となるよう、スタンド下を活用したにぎわい機能の導入を進めるなど多機能化*⁴・複合化*⁵を図り、年間を通じて人が集まるサッカースタジアムとしていくとともに、若者を含む幅広い世代が楽しめるような施設とする。」としている。

この基本的な考え方を実現するためには、より多くの方々の意見に耳を傾ける必要があると考え、「サッカースタジアムについて意見を聴く会」、「広島県民・市民アンケート調査」、「サポーター等実態調査」、「民間事業者ヒアリング」を通じて多くの方々の意見を聴取するとともに、国内外の先進的なサッカースタジアムについて視察調査を行った。

1. サッカースタジアムについて意見を聴く会【資料編参照】

- ・開催日：①令和元年（2019年）10月21日（月）午後2時30分～4時30分
②令和元年（2019年）12月20日（金）午後2時00分～3時40分
- ・委員：学識経験者、経済・観光分野の有識者、スポーツ分野の有識者、福祉分野の有識者、女性団体の代表者、若者代表者
- ・聴取事項：サッカースタジアムや中央公園広場に導入するにぎわい機能、サッカー場としての機能・仕様等について

2. 広島県民・市民アンケート調査【資料編参照】

- ・開催日：令和元年（2019年）10月1日（火）～14日（月・祝）
- ・調査対象：広島県民・市民等
- ・調査目的：サッカースタジアムと中央公園広場を、年間を通じて広島県民・市民など多くの方が訪れる、街なかにふさわしい魅力ある空間にしていくために、広島県民・市民のニーズ、観戦動向等を把握するため
- ・回答者数：9,517人

※このほか、以下の実態調査を実施した。

- ・サポーター実態調査
- ・アウェイサポーター実態調査

3. 民間事業者ヒアリング

- ・実施期間：令和元年（2019年）10月～
- ・ヒアリング対象企業：飲食・物販、スポーツ・アウトドア、施設運営・管理、イベント関連、建設会社等
- ・主なヒアリング事項：①当該エリアでの事業展開の条件について
②本事業への関心について
③年間を通じたにぎわいづくりの方策について

4. 欧州サッカースタジアム等視察【資料編参照】

- ・実施日：令和元年（2019年）11月22日（金）～30日（土）
- ・視察先：オランダ（アムステルダム、ロッテルダム、アイントハーヘン）
ドイツ（デュッセルドルフ、レバークーゼン）
イギリス（ロンドン）
- ・視察対象：ヨハンクライフ・アレナ（アムステルダム）
スタディオ・フェイエノールト（ロッテルダム）
フィリップス・スタディオ（アイントハーヘン）
メルクル・シュピール・アリーナ [旧エスプリ・アリーナ]（デュッセルドルフ）
バイ・アリーナ（レバークーゼン）
ウエンプリー・スタジアム（ロンドン）
トッテナム・ホットスパー・スタジアム（ロンドン）
ロンドン・スタジアム（ロンドン）
エミレーツ・スタジアム（ロンドン）
スタンフォード・ブリッジ（ロンドン）
O2アリーナ（ロンドン）
グラナリー・スクエア（ロンドン）
ハイド・パーク（ロンドン）
ウインブルドン・ローンテニスクラブ・センターコート（ロンドン）

5. 国内サッカースタジアム等視察

- ・実施日：平成28年度（2016年度）～令和元年度（2019年度）
- ・視察先：ノエビアスタジアム神戸（兵庫県神戸市）
パナソニックスタジアム吹田（大阪府吹田市）
埼玉スタジアム2002（埼玉県さいたま市）
ユアテックスタジアム仙台（宮城県仙台市）
Koboパーク宮城（宮城県仙台市）
ゼビオアリーナ仙台（宮城県仙台市）
ミクニワールドスタジアム北九州（福岡県北九州市）
横浜スタジアム（神奈川県横浜市）
カシマサッカースタジアム（茨城県鹿嶋市）
京都スタジアム（京都府亀岡市）
大阪城公園／JO-TERRACE OSAKA（大阪府大阪市）
天王寺公園／てんしば（大阪府大阪市）
名城公園／トナリノ（愛知県名古屋市）

用語集

*	用語	概要
1	Jリーグクラブライセンス制度	公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）が2013年シーズンから導入した制度（2012年2月1日より施行）であり、競技基準（育成部門、選手との契約締結など）、施設基準（スタジアムの仕様など）、人事体制など5つの審査基準を設け、基準を満たしたチームにライセンスが付与される仕組み。
2	AFC スタジアム規則	アジアサッカー連盟が定めた、サッカースタジアムの整備にあたってのガイドライン。
3	多目的化	サッカースタジアムにおいて、本来目的であるサッカー場としての利用だけでなく、スポーツイベントや他競技に活用すること。
4	多機能化	サッカースタジアム機能だけでなく、カフェやレストランなどの飲食機能やビジネスミーティングのための会議室など、本来機能以外の機能を導入すること。
5	複合化	単なる公園としての機能だけでなく、複数の機能を果たすことにより、サッカースタジアムとの相乗効果を生み出すこと。
6	国有財産法	国が保有する財産の管理のために制定された法律であり、財産の取得、維持、保存、運用及び処分などについて示す法律。
7	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として制定された法律。
8	都市再生緊急整備地域	都市再生特別措置法の政令により定められ、都市開発事業などにより緊急かつ重点的に市街地整備を推進し都市再生の拠点となるべき地域。
9	ひろしま都心活性化プラン	広島都心のまちづくりの方向性として、都心の将来像・目指す姿及び具体的な施策を示した計画。
10	中央公園の今後の活用に係る基本方針	「中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）」（平成24年11月）などを踏まえ、外国人観光客の誘導や民間活力の導入などの新たな視点を加味し、有識者会議における議論を経て、中央公園の今後の活用に係る基本方針を取りまとめたもの。
11	ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、誰でも使用可能なように設計すること。
12	官民連携手法	公共施設等の建設・維持管理・運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的利用や行政の効率化等を図る手法（例：デザインビルド、指定管理者制度、包括的民間委託、PFI（Private Finance Initiative）など）。
13	ホスピタリティ	「心からのもてなし」「深い思いやり」など。相手にとって心地よい行動やサービスのこと。
14	交通モード	自動車、自転車、電車、バスなどの交通手段のことを示す。
15	人流ビッグデータ	スマートホン等の情報端末より人の位置情報を取得したデータであり、計画地周辺の人の動きを把握することにより将来の交通需要予測等に活用できる。
16	ペDESTリアンデッキ	広場と横断歩道橋の両機能を併せ持ち、高架で設置された歩行者専用通路をいう。
17	スタジアム標準	財団法人日本サッカー協会が定めた、サッカースタジアムの建設・改修にあたってのガイドライン。

*	用語	概要
18	Jリーグスタジアム基準	Jリーグが定めた、サッカースタジアムの整備にあたっての基準。クラブライセンスの付与に必要な審査基準の一つでもある。
19	ハイブリッド芝	天然芝に一定割合の人工芝を混ぜて敷設した芝。芝の耐久性が向上する。 Jリーグ基準では、人工芝の割合は5%以下と定めている。
20	ゼロタッチ	観客席の最前列の高さが、ピッチと同じレベルに設置されていること。選手との距離が近く、臨場感のある観戦ができる。
21	センサリールーム	感覚過敏の特徴がある子どもたちとその家族が安心して過ごすことができる部屋。大きな音や眩しい光、人混みなどが苦手な人でも、落ち着いた環境で観戦を楽しむことができる。
22	広島市景観計画	市民、事業者、行政が連携・協働して、広島市の目指す「美しく品のある都市景観」を総合的かつ計画的に実現していくための景観形成の方針やルール、方策などを体系的に示すものとして、平成26年7月に策定した計画。
23	グローライト	スタジアムなどスポーツ施設において、屋根による日影等による天然芝の育成不足を改善するため、人工的に光を作り出し、芝を健全に育成するための照明設備。
24	DB方式 / DBO方式	従来の公共事業では、設計（Design）と施工（Build）を分離して発注するが、DB方式は設計及び施工を一体として発注する方式。DBO方式は設計、施工及び運営（Operate）を一体として発注する方式。
25	指定管理者制度	地方自治法の一部を改正する法律（平成15年9月）により、公の施設の管理を地方公共団体の出資法人、公共団体や公的団体に限って委託できる「管理委託制度」が廃止され、これらの団体に加え幅広く民間事業者を含んだ地方公共団体が指定するものが管理を代行する制度。
26	Park-PFI	平成29年の都市公園法（昭和31年法律第79号）の改正により設けられた制度。飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設（公募対象公園施設）の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等（特定公園施設）の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」（Park-PFI）。都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待されている。
27	企業版ふるさと納税制度	国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、寄附額の3割を法人関係税から税額控除する仕組み。これにより、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮される。地方税法における「主たる事務所又は事業所」が所在する地方公共団体への寄附は本制度の対象外である。なお、令和2年度の税制改正に伴い、税額控除の割合が現行の3割から6割に引き上げられ、実質的な企業の負担は約1割まで圧縮される予定。

資料編

- 中央公園の今後の活用に係る基本方針
- サッカースタジアムについて意見を聴く会 関係資料
- 新しいサッカースタジアム・公園に関するアンケート集計結果
- 欧州サッカースタジアム等視察について

中央公園の今後の活用に係る基本方針

【目次】

	ページ
1 はじめに	1
2 中央公園の区域の変遷	2
3 中央公園内の公共施設等の現状	3
4 中央公園の特性と課題	4
5 活用に当たっての基本的な考え方	4
6 中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりの方向性	6
(参考) 中央公園の今後の活用に係る有識者会議	9

令和2年3月

広島市

1 はじめに

中央公園は、震災復興のシンボルとして整備され、都心における緑豊かな空間として本市の個性と魅力ある都市空間の形成に大きな役割を果たしてきた。

平成23年10月に設置した市民の各界各層から成る旧広島市民球場跡地委員会（以下「跡地委員会」という。）が旧広島市民球場跡地（以下「球場跡地」という。）の活用方を議論する際の参考とするため、本市では、公園内に立地する各種公共施設の老朽化が進行し機能面でも課題を抱えているという問題認識の下、関係各課で構成する庁内検討会議による検討を経て、平成24年11月に「中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）」を公表している。

その後、球場跡地については、跡地委員会での議論を踏まえて、平成25年3月に「旧市民球場跡地の活用方針」を、平成27年1月にその具体的なイメージを示した「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を策定・公表している。

こうした中、平成25年6月にサッカースタジアムの建設に向けた検討が開始され、その検討過程で、球場跡地、中央公園広場等が建設候補地となっていたが、令和元年5月に「サッカースタジアム建設の基本方針」を策定し、スタジアムの建設場所を中央公園広場とすることが決定したことから、球場跡地を含む中央公園全体を見据えた活用方針について、具体的な検討を進められる状況となった。

こうした成果を踏まえつつ、増加傾向にある外国人観光客の誘導やPark-PI制度の創設などを契機とする民間活力の積極的な導入などの新たな視点を加味し、中央公園の今後の活用に係る有識者会議における議論を経て、中央公園の今後の活用に係る基本方針を取りまとめるものである。

中央公園に関する主な検討経緯

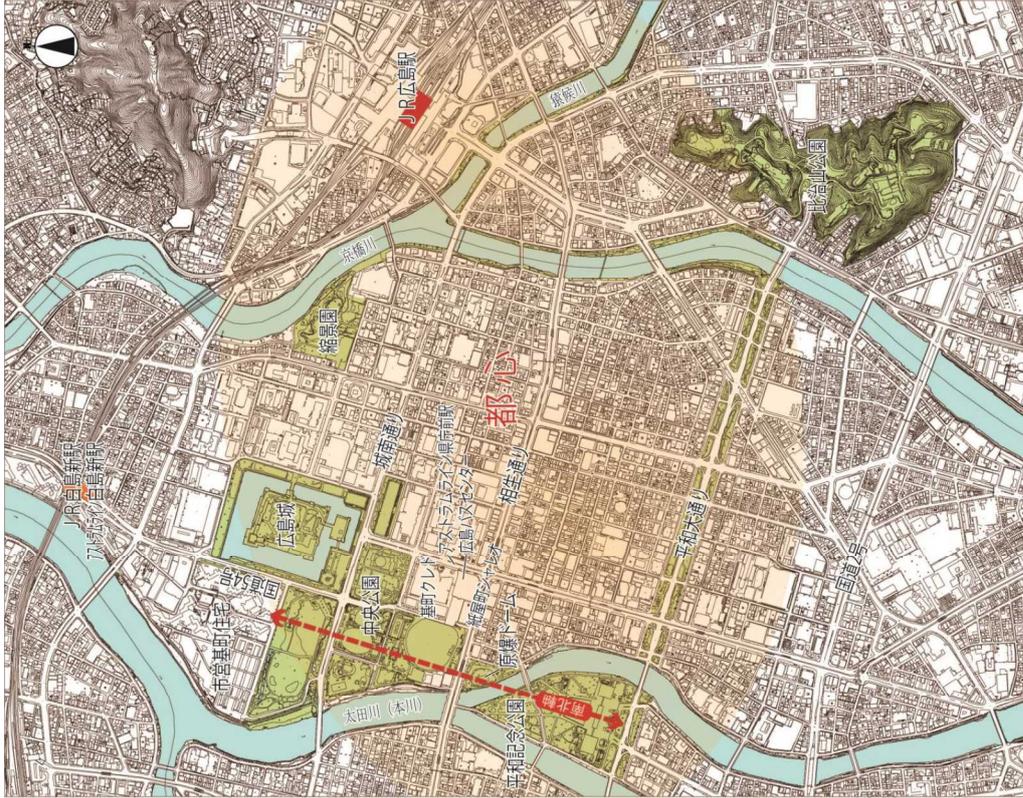
年 月	事 項
平成23年 10月	跡地委員会を設置
平成24年 11月	中央公園の今後の活用に係る検討状況（中間報告）を公表 （第6回跡地委員会に参考資料として配付）
平成25年 2月	跡地委員会から市長に「旧広島市民球場跡地の活用について（最終報告）」を報告
平成25年 3月	「旧市民球場跡地の活用方針」を策定
平成27年 1月	「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」を公表
令和元年 8月	中央公園の今後の活用に係る有識者会議を設置

ひろしま都心活性化プランにおける位置付け

本市では、右記の位置図に示す広島駅周辺地区と紙屋町・八丁堀地区を都心の東西の核と位置付け、都市機能の集積・強化を図ることにより、相互に刺激し高め合う「精円形の都心づくり」を進めています。

こうした取組をより一層推進し、都心を活性化するため、平成29年3月に広島県と連携し、「ひろしま都心活性化プラン」を策定しており、その「先導的な取組」として、「公共空間を活用したにぎわいづくり」を掲げ、「中央公園の在り方検討」と旧広島市民球場跡地の活用」に取り組むこととしています。

都心における中央公園の位置

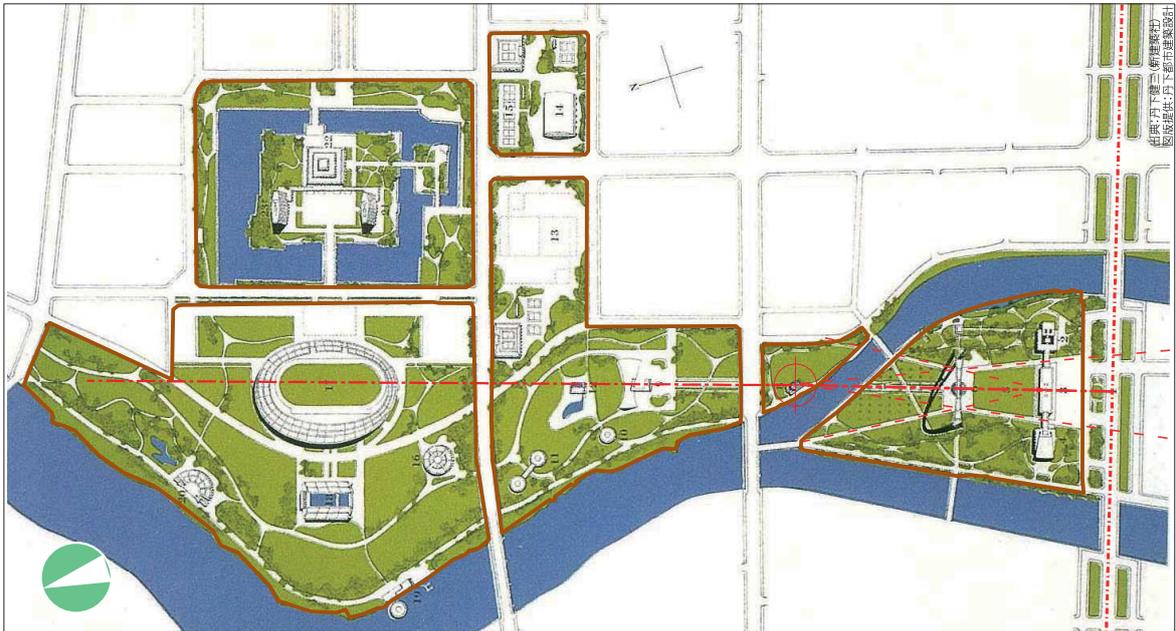


中央公園は中四国最大の商業業務地である紙屋町・八丁堀地区に隣接し、周辺には、世界文化遺産である原爆ドームを含む平和記念公園、広島バスセンターやアストラムライン県庁前駅などの交通施設、基町クレドや地下街シャレオなどの商業施設、基町住宅などが立地している。

また、平和記念公園及び比治山公園、平和大通りや河岸緑地などの緑地と、市内中心部を流れる多くの河川とともに、デルタ内における水と緑に囲まれた豊かな空間を形成している。

2 中央公園の区域の変遷

昭和25年 広島平和都市建設構想（案）（丹下健三氏）

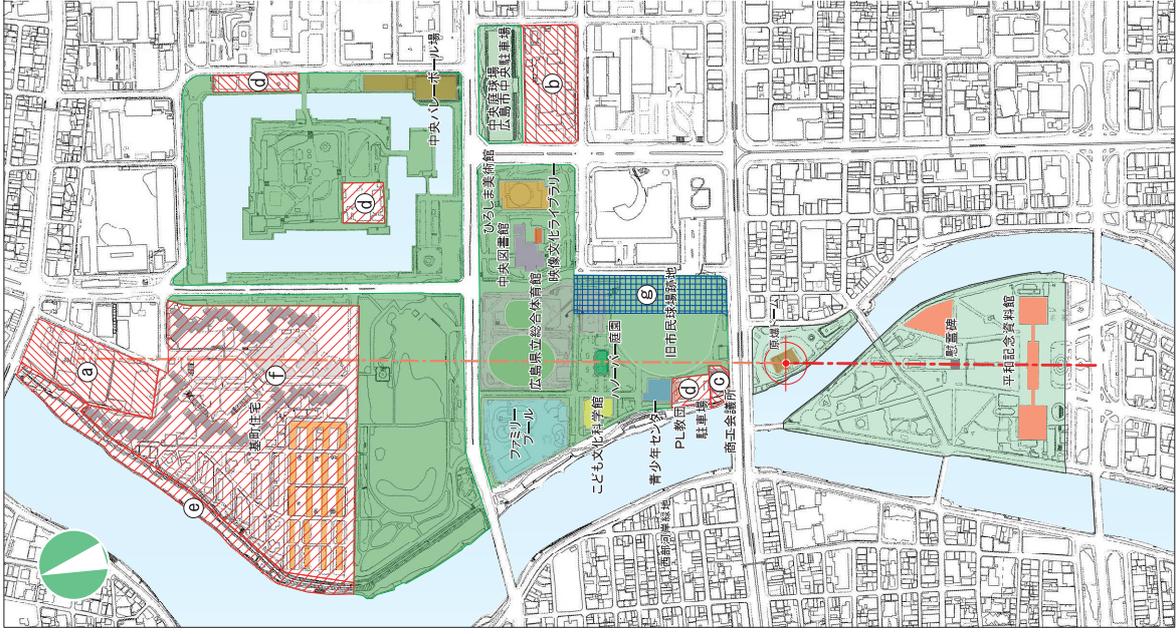


合計 約81ha

（平和記念公園を含む。）

- 中央公園及び平和記念公園（図中□）は、昭和21年に都市計画決定され、昭和24年に公布・施行された「広島平和記念都市建設法」に基づき、国からの支援などを受けて整備された。
- 昭和24年に行われた平和記念公園及び記念館設計コンペで第1等選ばれた丹下健三氏（コンペ時は丹下グループ）は、昭和25年に、平和記念公園だけでなく中央公園を含む一体の計画として「広島平和都市建設構想（案）」を発表した。

現在



合計 約55ha

（中央公園 約42.8ha
平和記念公園 約12.2ha）

- 昭和27年、公園区域から除外（図中斜線）
- 北側突端部の東側（図中a）
- 広島市民病院敷地（図中b）
- 商工会議所敷地（図中c）
- 昭和31年、公園区域から除外（図中斜線）
- 護国神社及びP.L.教団敷地（図中d）
- 河岸緑地（図中e）
- 基町住宅用地（図中f）
- 昭和32年、公園区域に編入（図中斜線）
- 現在の旧市民球場跡地東側（図中e）

4 中央公園の特性と課題

(1) 特性

- ア 都心に立地
- ・ 中四国最大の商業業務地である紙屋町・八丁堀地区に隣接している。
 - ・ 平成 30 年 10 月に指定された紙屋町・八丁堀地区における都市再生緊急整備地域の区域内に含まれている（広島城を除く）。
 - ・ 広島バスセンターやアストラムライン県庁前駅などに近接し、広域からもアクセスしやすい。

イ 広大な面積
約 42.8ha（平和記念公園を除く）もの広大な面積を有している。

ウ 復興のシンボル
広島城築城以来の都市づくりにおいて、重要な位置を占め、特に戦災復興において、美しい都市広島の再生のシンボルとなっている。

エ 水と緑の豊かな空間
中央公園は、平和記念公園及び比治山公園、平和大通りや河岸緑地などの緑地と、市内中心部を流れる多くの河川とともに、デルタ内における水と緑に囲まれた豊かな空間を形成している。

オ 多様な人々が集う交流空間
広島ならではの地域資源である広島城跡や文化施設、運動施設が数多く立地し、年間約 470 万人[※]の人々の交流の場となっている。

※ 平成 30 年度における各施設の利用者及び旧市民球場跡地におけるイベントの来場者数の合計

(2) 課題

- ア 国際平和文化都市にふさわしいにぎわいあふれる空間の創出
中央公園の持つ上記(1)の特性を生かして、くつろぎや文化を醸し出す要素を兼ね備えた国際平和文化都市の顔となるにぎわいの空間を創出し、広域的な集客の核となることが求められる。
- イ 平和記念公園・中央公園全体の統一感の不足
- ・ 国有地である中央公園西側には民有施設が複数立地しており、戦災復興のシンボルとして平和記念公園に加え中央公園も含む一体の計画として策定した「広島平和都市建設構想（案）」の理念が十分に生かされていない状況にある。
 - ・ 中央公園内の施設は、利用者や管理者がそれぞれ異なることもあいまって、各施設間の連携が不十分であり、利用者に配慮した運営が十分に行われているとは言い難い状況にある。
 - ・ 平和記念公園と中央公園との間のみならず、中央公園内においても、幹線道路等で分断されており、全体としての一体的な利用を促す構造となっていない。
- ウ 各施設の老朽化等への対応が必要
各施設は築後数十年が経過し、施設の老朽化や機能面における課題が生じており、上記ア及びイへの対応と合わせて適切に対応する必要がある。

5 活用に当たったての基本的な考え方

(1) 理念

中央公園は、原爆死没者を慰霊し世界恒久平和を祈念する場である平和記念公園とともに「広島平和記念都市建設法」に規定する「平和記念都市建設計画」に基づき復興のシンボルとして整備された都市公園であり、市民や国内外からの来訪者のレクリエーションや文化活動、交流の場として多くの人々に親しまれている。こうしたことを踏まえつつ、欧米の成熟した都市の類似例に見られるようなシンボリックな空間となるよう、3つの空間特性を備えたものとする。

【にぎわいの空間】

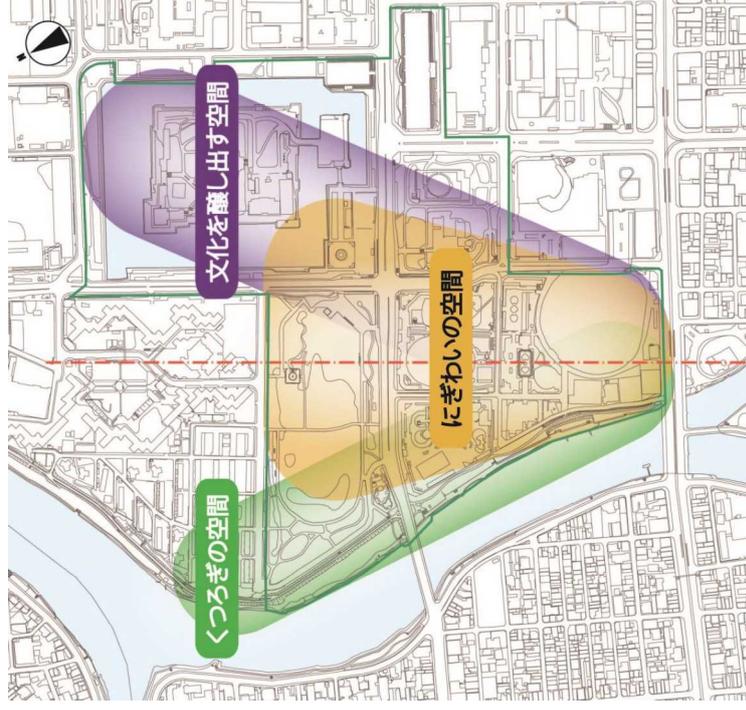
若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客を引き付ける、魅力あるにぎわいの空間とする。

【くつろぎの空間】

広島の特徴である「水」と「緑」を生かしながら、都心における花と緑にあふれたくつろぎの空間とする。

【文化を醸し出す空間】

国際平和文化都市の顔として、広島歴史を踏まえつつ、質の高い文化・芸術・スポーツを満喫することができる、また発信する空間とする。



(2) 空間づくりに当たって留意すべきポイント

ア 中央公園内の各ゾーンにおける機能分担

球場跡地を多様なイベントが開催できる空間とすることで、中央公園広場に整備するサッカースタジアムは年間を通じて多くの人が訪れるよう、多機能・複合化を図ることとしている。また、隣接する広島城三の丸（現在の観光バス駐車場）はにぎわい施設などの整備も視野に入れた新たな観光拠点として再構築することを検討しており、各ゾーンの機能分担が求められる（各ゾーンの方向性や取組については6頁参照）。

イ 民間活力を活用した公共空間の利活用

近年、都市公園の活用に当たっては、設計・整備から管理・運営までを一括して民間事業者に任せ、都市公園の魅力向上させるとともに経費を削減する事例が増えつつあり、また、平成29年度に都市公園法が改正され、Park-PI制度が創設されるなど、民間活力の活用を推進する仕組みが整えられていることから、中央公園においても、国有地であることを踏まえつつ、パブリックマインドを持った民間の活力を最大限活用することが求められる。

ウ 周辺地域を含めたエリアマネジメントの推進

中央公園内の各施設が連携し、イベントの開催や各種広報に取り組みむなど、一体的なマネジメントの推進が求められる。また、周辺の地権者などと連携し、エリアの価値を維持・向上させるエリアマネジメントの視点が求められる。

エ 外国人を中心とした観光客の増加

近年、外国人を中心に広島を訪れる観光客が増加していることから、観光サインの多言語化や案内表示の充実、無料公衆無線LANのエリア拡大といった環境整備に加えて、来訪者の滞在につながる夜間の観光メニュウの開発など、新たな魅力づくりを通じたおおもてなしの強化が求められる。

オ ビジネス機会の形成支援

近年の屋間人口について、広島市全体ではほぼ横ばいである一方、中区では減少傾向にあることから、オフィスワーカーが安らげる質の高い憩いの場や若者が集うイベントの場を提供すること、多様な人々の出会い・交流を促すなど、公園として都心のビジネス機会の形成に資する空間づくりが求められる。

カ 施設の再配置等

公園の魅力向上させる観点から、各種公共施設の配置場所の見直しや合築、場合によっては市内の他の適地への移転の可能性も含めた検討が求められる。

キ 回遊性・アクセシビリティの向上及び周辺地域とのネットワークの強化

ウォーカブルな歩行者動線の整備、幹線道路等による分断の解消、駐輪場の整備など、公園内の回遊性の向上のほか、広域からのアクセス手段となるJRやアストラムラインに加え、平和記念公園、紙屋町・八丁堀地区と中央公園を結ぶトライアングルの回遊ネットワークの形成に留意した公園へのアクセシビリティの向上が求められる。

また、都心全体の回遊性を高めるため、水上タクシーや観光ループバス、シェアサイクル等の活用による周辺地域とのネットワークの強化が求められる。

ク 防災機能や安全性の確保

近年、豪雨を始めとする災害が顕発化・激甚化しており、指定緊急避難場所としての機能を維持・向上することが求められる。また、子どもや女性、高齢者を始め誰もが安心して利用できる環境とすることが求められる。

ケ 原爆ドームを望む南北軸線上の眺望景観への配慮

平和記念資料館本館下から原爆死没者慰霊碑及び原爆ドームを眺望した際に、建物等が背景に入らないよう配慮することが求められる。

コ 埋蔵文化財への配慮

中央公園は、文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（広島城跡）の範囲に含まれており、建築物等の建設に当たり、必要に応じて発掘調査などの対応が求められる。

(3) 空間づくりの進め方

ア 実践的かつ段階的な取組

中央公園内においては、サッカースタジアムの令和6年開業を目指すとともに、スタジアムの建設場所の決定に伴い、球場跡地についても、更なる利活用の早期実現を目指す段階を迎えており、これらの取組を本市のまちづくりの方向性に沿ったものとするのが重要である。

また、青少年センターや中央図書館等の公共施設が更新時期を迎えるほか、仮に、広島バスセンターを現地に公園に隣接する広島商工会議所の移転が検討されているほか、仮に、広島バスセンターを現地で建て替えることとなった場合には、仮設のバス乗降場が必要となる。

中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりに当たっては、こうしたことを踏まえつつ、現在の施設配置を基本としたゾーニング及び施設の再配置等に関する取組、回遊性・アクセシビリティ向上に関する取組を整理し、各施設の事情に応じ、実践的かつ段階的に取り組むことができるようにする。

イ 球場跡地の空間づくり

球場跡地については、跡地委員会での議論を踏まえて策定・公表した「旧市民球場跡地の活用方策」（平成25年3月）や、その具体的なイメージを示した「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ」（平成27年1月）において、天候等に左右されることがなくイベントが開催できるような屋根を設置することや、よりイベントが開催されやすい環境整備を行うという観点からの対応も必要とされているところである。

こうしたこれまでの検討の成果を踏まえ、民間活力の活用を前提として、一定規模の屋根を備えたイベント広場を早期に整備する。

「旧市民球場跡地の空間づくりのイメージ(平成27年1月)」に示したイメージパース



6 中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりの方向性

(1) ゾーニング及び施設の再配置等に関する取組

こどもゾーン

家族連れを中心に安心して訪れることができ、未来を担う子供が遊び学べるゾーンとする。

【中・長期的な取組】

- こども文化科学館、こども図書館の中央公園内への集約・多機能化及びファミリーラウンジの機能移転を行う場場合には、同敷地を活用した子供の遊び場空間の再整備を検討する（例：大型複合遊具やじゃぶじゃぶ池などの整備）。

イベント・集客ゾーン

平和記念公園や水辺空間と一体となった緑豊かなオアシスゾーンを中心としたゾーンとする。また、年間を通じて多様なイベントが開催され、若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客を引き付けるにぎわいとおもてなしの心が感じられるゾーンとする。

【短期的な取組（概ね5年後まで）】

- 市民や観光客等の来訪者が日常的に親い、くつろぐことのできる花と緑にあふれる洗練されたオアシスゾーン及び、国際的な大会から日常的な行事まで大小様々なイベントが常時開催されるイベント広場を整備する。
- イベント参加者を始めとする来訪者が気軽に立ち寄れる飲食物販施設を誘致する（広島市の「食」を象徴するなど、おもてなしの機能を付加できるよう配慮）。

【中・長期的な取組】

- 青少年センターの機能を中央公園内又は公園区域外に移転すること検討するとともに、西側民間施設の早期移転の実現を目指す。なお、青少年センターは中央公園内の公共施設の中でも特に築年数が経過していることから、その機能移転については、より幅広い年齢層の市民が多様な目的で利用できるような施設とする観点から、若者を含む幅広い世代が集うサッカースタジアムとの調和が図られるよう配慮しつつ、優先的に検討を行う。
- イベント・集客ゾーンと水辺空間を分断する基町パペーキング（地下駐車場）のアクセス道路を地下化し、水辺空間と一体となった親いのある空間の整備を検討する。
- 文化芸術施設の整備に合わせて、イベント広場の再構築や市営駐車場の同施設内への移転等を検討する。

水辺空間

市民や観光客等の来訪者が日常的に水に親しみ、くつろぐことのできる水辺づくりを推進するとともに、隣接するゾーンと一体となったシンボル空間を創出する。（例：水辺を臨むロケーションを生かし、景観に配慮した飲食施設やステージ、ベンチなどの設置、水上交通などが発着できる「川の駅」などの整備）

スポーツ・レクリエーションゾーン

多様化するスポーツ需要に対応するとともに、多世代がアクティブに活動・交流できるゾーンとする。

【短期的な取組（概ね5年後まで）】

- 広島の新たなシンボルとなるサッカースタジアムを中央公園広場に建設するとともに、年間を通じて多くの人が訪れる魅力ある空間となるよう、スタジアムのスタンド下等に効果的にぎわい機能を導入する。

【中・長期的な取組】

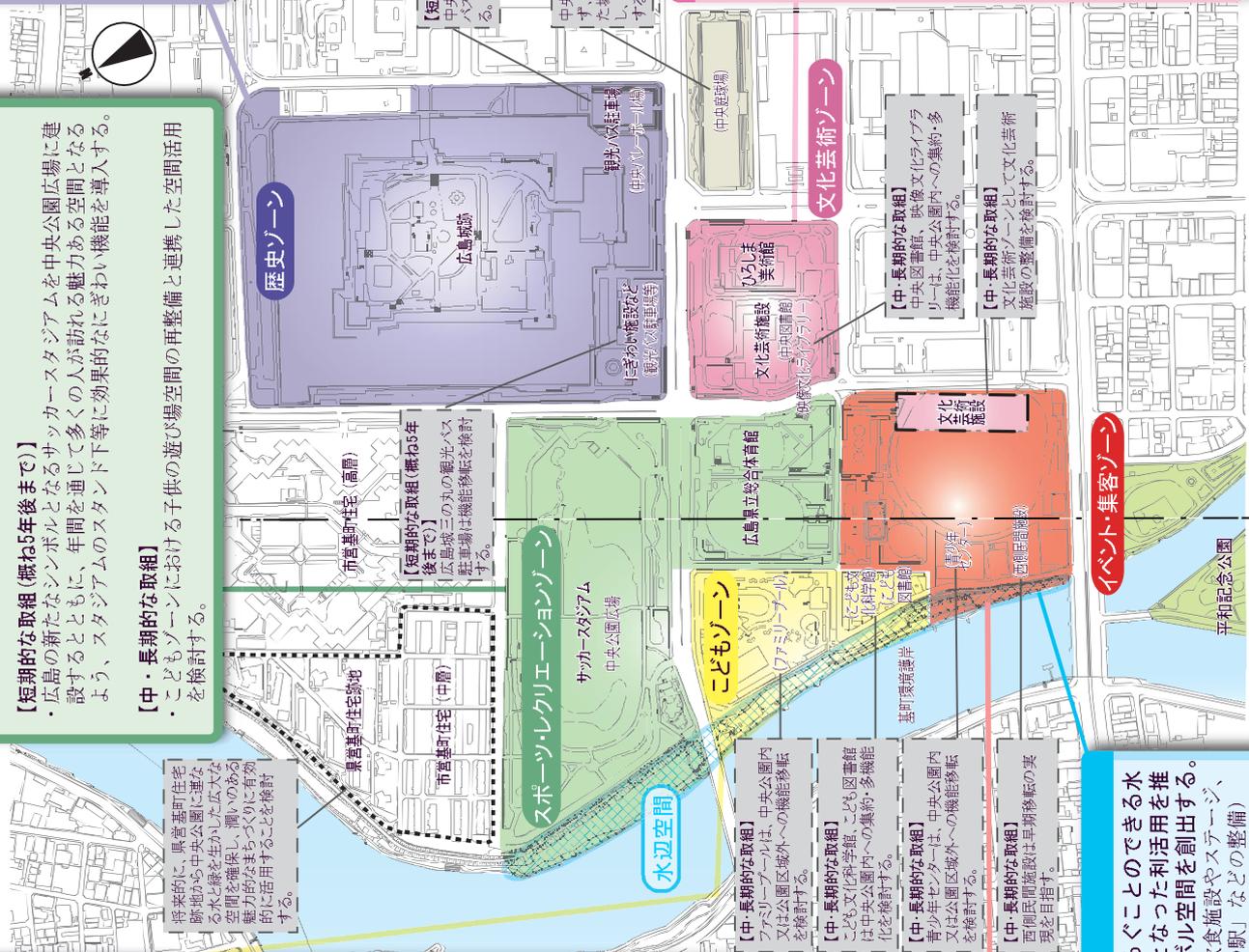
- こどもゾーンにおける子供の遊び場空間の再整備と連携した空間活用を検討する。

歴史ゾーン

広島城の築城から始まった広島島の歴史を肌で感じてもらうことができるよう、歴史的な雰囲気を出し出す中心となるゾーンとする。

【短期的な取組（概ね5年後まで）】

- 天守閣の耐震改修等を進めるとともに、展示機能の充実を検討する。
- 三の丸を活用したにぎわい施設などの整備を検討する。
- 中央パペーキング（約60台）の整備を検討する。



文化芸術ゾーン

市民の文化芸術活動や優れた文化芸術鑑賞の拠点とするとともに、広島らしい文化芸術を国内外に発信するゾーンとする。また、中央公園の中間に位置するゾーンの立地特性を踏まえ、平和記念公園と広島城をつなぐゾーンとする。

【中・長期的な取組】

- こども文化科学館、こども図書館、中央図書館及び映像文化ライブラリーの集約・多機能化に加え、質の高い文化芸術を鑑賞できるホールやコンベンション機能を有する文化芸術施設の整備を検討する。なお、コンベンション機能については、当該施設内の会議室等を周辺の大規模コンベンション施設のコラボレーションとしても活用するなど、中央公園周辺のコンベンションの受入環境を向上させることを検討する。
- 広島バスセンターの現地建替えに伴い、仮設のバス乗降場を必要とする場合、文化芸術施設の整備予定地を活用すること及び当該活用後に文化芸術施設を整備することを検討する。

【中・長期的な取組】

- 中央図書館、映像文化ライブラリーは、中央公園内への集約・多機能化を検討する。

【中・長期的な取組】

- 文化芸術ゾーンとして文化芸術施設の整備を検討する。